

Ⅱ－９ 茨城県つくば市福祉事務所

- ・ 平成14年11月、つくば市と莙崎町の合併に伴う福祉事務所設置。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

〔福祉事務所名〕

つくば市福祉事務所

〔所在地〕

〒305-0018

茨城県つくば市金田1979

TEL029-836-1111

FAX029-857-9023

〈設置年月日〉

平成14年11月1日

つくば市、莙崎町→「つくば市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

昭和63年2月8日・・・2市町（つくば市、莙崎町）の法定合併協議会発足

平成14年5月23日・・・官報告示により合併決定

平成14年10月・・・県からの最終事務引継

平成14年11月1日・・・莙崎町編入合併

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 莙崎町との合併に伴い、旧莙崎庁舎に支所を設け民生課を設置し、障害者、高齢者、母子及び児童の福祉に係る申請受付等の窓口事務に関する事務を行っている。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・つくば市福祉事務所設置条例（平成 14 年 11 月 1 日改正）
- ・つくば市福祉事務所組織規則（平成 15 年 4 月 1 日改正）
（「高齢福祉課」を「おとしより課」、「児童福祉課」を「こども課」とするなど。組織名称の変更）
- ・つくば市福祉事務所長委任規則（平成 15 年 4 月 1 日改正）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・つくば市へ荃崎町が編入合併となることから、条例規則等は、つくば市のものを充用した。
- ・そのため、主として旧荃崎町の住民サービスに変更が生じることから、旧荃崎町の住民サービスが低下しないよう、一部事業については経過措置を設け、旧荃崎町で廃止又は変更になる事業については、サービス利用者に対し個別に通知するなどした。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・職員の確保については、福祉経験のある現業員や職員を配置し、住民サービスの低下を防いだ。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・福祉経験の現業員を配置した。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・つくば市への編入合併のため、市福祉事務所としては既に機能しており、人事交流、職員派遣等を行われなかった。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・既に市福祉事務所として機能していたため、独自の取り組みは行われなかった。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・つくば市としても、旧荃崎町としても多大な時間や労力を要した事務はなかった。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・合併当初は保護世帯の増加に伴い現業員不足が生じたが、現在は現業員数も増員し、特に人事面、組織面での見直しが必要なことはなかった。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

昭和62年に4町村が合併しつくば市となった際は、市民の利便性の低下防止のため、旧各町村毎にタッチゾーン方式により支所を置き業務を行った。平成3年4月のタッチゾーン解消後は、窓口を設置し各種の申請受付等の窓口業務を行っている。また、荃崎町との合併に伴い、荃崎庁舎にのみ民生課を設置し対応しているが、相談業務は桜庁舎でのみの対応となっているため、交通の便が必ずしもいい場所ではないので、地域住民の不便さは否めない。

茨城県つくば市福祉事務所
事務等移管イメージ

合併前
土浦地方福祉事務所所管の
荻崎町がつくば市に編入合
併予定

合併後
荻崎町が編入合併して「つくば市」
となる

茨城県（本庁）
・事務移管等マニュアル作成による支援
・生活保護事務に関する
情報提供
・生活保護関係の説明会

つくば市

人口	169,707
保護世帯数	332
保護率	2.75

現業員研
修のため
職員の派
遣等

電算システ
ム構築の
データ引継
及び運用
のための実
務研修

土浦地方福祉事務所

人口	225,457
保護世帯数	614
保護率	3.98
荻崎町	
美浦村	
阿見町	
霞ヶ浦町	
玉里村	
八郷町	
千代田町	
新治村	
伊奈町	
荻崎町	
谷和原村	

つくば市

人口	195,384
保護世帯数	376
保護率	2.76

・市役所(谷田部)
・福祉事務所は市役所内設置

土浦地方福祉事務所

美浦村	
阿見町	
霞ヶ浦町	
玉里村	
八郷町	
千代田町	
新治村	
伊奈町	
谷和原村	

生活保護電算システム
の
委譲
・窓口変更についての住
民
への周知・広報
・条例・規則の制定
・生活保護に係る予算措
置

つくば市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
開所 14.11

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援		↑ 14.4 ~			
生活保護業務移管支援		↑ 14.4 ~			
町より県福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムの移行		↑ 14.10			

Ⅱ－１０ 新潟県新潟市福祉事務所

- ・ 平成１３年１月、新潟市と黒埼町の合併。
- ・ サービスの低下を防ぐ観点から、旧黒埼町役場庁舎を支所として活用

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

新潟市福祉事務所

新潟市学校町通１番町６０２番地１

電話 025-226-2602 F A X 025-228-2197

〈設置年月日〉

平成１３年１月１日設置

新潟市、黒埼町→「新潟市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

- 平成１１年１２月 １市１町（新潟市、黒埼町）の法定合併協議会設置
- 平成１２年１月 第１回法定合併協議会開催
- 平成１２年２月 第２回法定合併協議会、合併協定書調印
- 平成１２年３月 県知事へ合併申請
- 平成１２年７月 県議会で合併議案可決
- 平成１２年８月 県知事決定
- 平成１２年８月 自治大臣告示
- 平成１２年１０月 県からの事務引継書の掲載内容確認依頼
- 平成１２年１２月 合併に伴う県と市における事務引き継ぎ式
- 平成１３年１月 合併施行

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 福祉事務所については、合併前と同様に新潟市役所本庁舎を利用
- ・ 市民の利便性の低下防止のため、旧黒埼町役場庁舎を支所とし、支所に保健福祉課を設置している。同課福祉係を福祉事務所に位置付け、障害者（児）に係る一部事務を行っている。

〈条例規則等の整備状況〉

- （新潟市福祉事務設置条例・・・合併時改正なし）
- ・新潟市行政組織規則（平成13年1月1日改正）
- ・新潟市事務委任規則（平成13年1月1日改正）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・平成12年2月 市報「にいがた」合併特集号を発行
（内容）合併協定書の内容を特集
- ・平成12年10月 広報「くろさき」合併特集号（冊子）を発行、黒埼町住民全世帯に配布
（内容）合併後の黒埼支所の事務内容、制度等

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

特になし

〈必要な有資格者の確保について〉

特になし

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

特になし

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

特になし

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

黒埼支所に福祉総合システムの端末を設置することに伴い、新潟市役所本庁舎内で、障害福祉関係事務、上記システム操作等の研修を実施した。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

特になし

新潟市福祉事務所事務等移
管イメージ

合併前

新潟県巻地域福祉事務所所管の黒
埼町が新潟市に編入合併予定

合併後

黒埼町が編入合併して「新潟市」と
なる

新潟県(本庁)

新潟市

新潟市福祉事務所	
人口	501,378
保護世帯数	3,024
保護率	8.50

黒埼支所に
福祉総合シ
ステムの端
末設置に伴
い

電算シス
テム事前
のデータ
引継

窓口変更についての住
民
への周知・広報
・親則の改正
・生活保護に係る予算措
置

新潟県巻地域福祉事務所

黒埼町	
人口	25,893
保護世帯数	44
保護率	2.28
岩室村	
弥彦村	
分水町	
吉田町	
巻町	
西川町	
黒埼町	
味方村	
潟東村	
月潟村	
中之口村	

新潟市

新潟市福祉事務所	
・福祉事務所は市役所内設置	

新潟県巻地域福祉事務所

岩室村	
弥彦村	
分水町	
吉田町	
巻町	
西川町	
味方村	
潟東村	
月潟村	
中之口村	

新潟市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 13.1

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援	【なし】				
生活保護業務移管支援	【なし】				
町より県福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムのデータ移管（※）		13.11～ 			

（※）県の紙台帳を基に約2ヶ月前から当市の電算システムへの入力作業を行った。

Ⅱ－１１ 愛媛県新居浜市福祉事務所

- ・平成15年4月、愛媛県新居浜市と別子山村の合併。
- ・生活保護について、別子山村では平成9年度以降被保護世帯がないことから、書類の引継以外に事務の引継等が特段発生しなかった。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

- ・新居浜市福祉事務所
- ・新居浜市一宮町1-5-1
- ・電話番号 089-912-2385(3592) FAX 089-921-8004

〈設置年月日〉

- ・平成15年4月1日
- ・新居浜市、別子山村→「新居浜市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

- 平成14年4月1日 新居浜市、別子山村法定合併協議会発足
- 平成15年4月1日 新居浜市、別子山村合併

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・市役所庁舎内に設置

〈条例規則等の整備状況〉

- ・特になし

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・広報誌により周知

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・変更要素なかったため、特になし

〈必要な有資格者の確保について〉

特になし

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

特になし

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

特になし

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

特になし。

(別子山村は平成9年度から保護実績がないため、過去のケース番号索引簿、ケース番号登録簿の引継以外特段の事務引継は発生しなかった。)

〈今後人事面や組織面で更に見直しが必要と考える事項〉

・生活保護世帯増に伴い、現業員の増員を要求

ただし、合併との直接の関連性はなし

(別子山村の被保護世帯は長年なし)

愛媛県新居浜市福祉事務所
業務移管イメージ

合併前
西条地方局総務福祉部所管の別子山村が新居浜市に編入合併予定

合併後
別子山村が編入合併して「新居浜市」となる

愛媛県(本庁)

新居浜市

新居浜市福祉事務所	
人口	125,392
保護世帯数	832
保護率	8.65

・窓口変更についての住民への周知・広報

新居浜市

新居浜市福祉事務所	
人口	125,019
保護世帯数	866
保護率	8.96

西条地方局総務福祉部地域福祉課

別子山村	
人口	271
保護世帯数	0
保護率	0.00
新宮村	
土居町	
小松町	
丹原町	

西条地方局総務福祉部地域福祉課

新宮村	
土居町	
小松町	
丹原町	

新居浜市福祉事務所事務移管スケジュール

※別子山村編入の影響がないため、特に実施していない。

新福祉事務所
所開所 15.4

事項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援					
生活保護業務移管支援					
町より県福祉事務所へ職員の派遣					
県より市福祉事務所へ職員の派遣					
生活保護等の電算システムの移行					

Ⅱ－１２ 広島県福山市福祉事務所

- ・平成15年2月、広島県福山市と内海町及び新市町の合併。
- ・生活保護について、市の福祉事務所におけるノウハウがあったことから、引継等に特段問題が発生しなかった事例。ただし、月の中途の合併（2月3日）であったため、会計上の調整をする必要があった。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

名称：福山市福祉事務所（広島県）
所在地等：広島県福山市東桜町3番5号
（電話）084-928-1061
（FAX）084-928-7811

〈設置年月日〉

- ・平成15年2月3日
- ・福山市、内海町及び新市町→「福山市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

13. 11 行政概要調査の実施及び行政制度統一の調整方針の作成
14. 1 福山市・内海町・新市町との法定合併協議会設置
- 2 電算システムの統合、中核市事務等の諸課題の調整
- 3 内海町・新市町との保健福祉部関係の合同会議の開催
- 5 合併関連予算の調整
- 8 条例等の制定改廃の整理
- 10 県からの引継ぎ事務の調整
合併（2月3日）以降の2、3月分の12月補正の整理
- 11 県との事務引継ぎ説明確認事項調整会議
15. 1 福山市への引継ぎ文書の引渡し
- 2 合併

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・合併により、1所（本庁）3支所（出張所含む）体制から、1所5支所体制に。
- ・旧内海町・新市町の各庁舎に支所を設置し、福祉事務所の出先機関として、それぞれ福祉総務課内海保健福祉出張所、新市保健福祉課を設置。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・福山市福祉事務所設置条例は変更なし

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・合併町の「ガイドブック」を作成し、2003年1月に住民説明会を開催。
（合併後の各種行政サービスの概要及び担当窓口等について広報）
- ・生活保護業務について、実施機関等の変更のお知らせ文書を1月31日に被保護世帯あて配布。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・合併のための新規確保はなし。
- ・合併後に旧町を含めた人事異動で対応。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・合併前の人事交流等はなし。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・円滑な事務の遂行を目的として、福祉事務所の出先となる旧町支所の所属長（内海保健福祉出張所長、新市保健福祉課長）には、市の福祉事務所の職員を配置。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・生活保護業務について、月の中途での合併であったため、県が合併月の扶助費を全額支弁したのちに、合併後の日割り計算分を市が返還するという調整事務が発生した。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・旧内海町管内の生活保護業務を本庁の福祉事務所に移行する際、ケースワーカーの増員を行っていないため、今後人員体制の見直しを検討。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・特になし。

広島県福山市福祉事務所
業務移管イメージ

合併前

福山地域事務所厚生環境局所管の内
海町及び新市町と福山市が合併予定

合併後

福山市と内海町及び新市町が合併し
て「福山市」となる

広島県(本庁)

- ・事務移管マニュアル作成
- ・引継事務の事前説明

福山市

福山市福祉事務所

・福祉事務所は市役所内に設置

・本所及び
5支所体制

松永保健福祉課(松永支所)
北部保健福祉課(北部支所)
東部出張所(東部支所)
内海保健福祉出張所(内海支所)
新市保健福祉課(新市支所)

福山市

福山市福祉事務所

・本所及び
3支所体制

松永保健福祉課(松永支所)	
北部保健福祉課(北部支所)	
東部出張所(東部支所)	
人口	408,254人
保護世帯数	2,680世帯
保護率	10.18%

事務引継等
確認事項の
調整会議へ
出席

引継事務
の事前説明
及び確認
事項の
調整

広島県福山地域事務所厚生環境局

内海町	人口	3,413人
	保護世帯数	16世帯
	保護率	7.0%
新市町	人口	22,192人
	保護世帯数	106世帯
	保護率	7.5%
沼隈町		
神辺町		
油木町		
神石町		
豊松村		
三和町		

広島県福山地域事務所厚生環境局

沼隈町
神辺町
油木町
神石町
豊松村
三和町

※数値は1.5.2.3現在

福山市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 15. 2

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援(引継事務の事前説明及び確認事項の調整)		↑ 14. 11			
生活保護業務移管支援 合併準備ワーキングスタッフ(事務処理・情報管理・処遇管理・電算の各グループで構成)が中心		↑ 14. 5～			
町より県福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムの移行 合併準備ワーキングスタッフ(電算グループ)中心で推進		↑ 14. 6～			